

# 岐阜県公報

第三千二十八号  
平成三十一年三月五日  
(火曜日)

## 目次

### 告示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の供用開始  
都市計画下水道事業の変更認可（公共下水道）  
（治山課）一〇七  
（道路維持課）一〇八  
（下水道課）一〇九

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告（年間総括）の公表  
財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表  
財政的援助団体等監査の結果に関する報告（年間総括）の公表  
（監査委員）一〇九  
（同）一一二  
（同）一一五

定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表  
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表  
（同）一一七  
（同）一二四

### 公示

落札者等に関する公示  
（地域スポーツ課）一二五

## 告示

### 岐阜県告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
大垣市上石津町上多良字小倉三二八の一、二二二八の二の二、二二二九、二二三二〇の二
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町牧田字二又三四四四・三四四五の一・三四四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第九号

岐阜県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

美濃市大字曾代字杉ヶ鼻一〇七七の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字杉ヶ鼻一〇七七の三（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第十一号

岐阜県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

岐阜県告示第十一号

岐阜県告示第十一号

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の決定又は 変更の告示年月日 ほか)
一般 国道	百五十八号	高山市新宮町八一五番地先から 同市同町二一〇五番地 先まで	六・六	平成 三・三・五	平成 二九・二・二四

岐阜県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年三月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日ほか）
一般国道	三六六号	高山市高根町中之宿字踊場一 一六番一地从先から 同 市同 町同 字同 一 一四番一地从先まで	七九〇	平成三〇・三・五	平成三六・二・三

岐阜県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により土岐都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称  
土岐市

二 都市計画事業の種類及び名称

土岐都市計画下水道事業 土岐市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年二月二十二日から  
平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

監査委員告示二小

岐阜県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成三十年六月から同年十一月までに執行した定期監査の結果に関する報告（年間総括）を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年三月五日

岐阜県監査委員	山 本 勝 敏
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

平成30年度定期監査の結果に関する報告(年間総括)

第1 監査概要

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、監査対象機関の全てに対し定期監査を実施した。なお、監査に当たっては、以下の3項目を重点監査項目として設定し、監査を実施した。

【重点監査項目】

- ① 債権管理の検証
- ② 補助金等の検証
- ③ 物品管理の検証

- 1 監査期間  
平成30年6月から同年11月まで

- 2 監査対象機関  
知事部局 201 機関  
教育委員会 99 機関  
警察本部 58 機関  
その他 13 機関

計 371 機関

- 3 監査対象年度  
原則として、平成29年度を対象とした。

第2 監査結果

- 1 監査実施機関数及び監査結果件数

監査を実施した機関のうち、141機関において89件の指摘事項、99件の指導事項が認められたので、是正、改善の措置を講ずるよう求めた。また、5件の検討事項が認められたので、必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

なお、監査結果の区分については、次のとおりである。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

(単位:機関、件)

知事部局	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘事項あり	指導事項あり	指摘事項	指導事項	検討事項	合計
総務部	2	1	2	0	2	0
清流の国推進部	18	2	2	2	0	0
危機管理部	7	1	0	0	1	0
環境生活部	4	2	1	1	0	1
健康福祉部	18	9	13	5	7	1
農工労働部	44	17	23	14	8	1
農政部	24	6	8	2	6	0
林業部	30	15	19	9	10	0
農土整備部	7	2	4	3	1	0
農土整備部	22	12	22	10	11	1
都市建設部	18	5	3	3	2	0
都市建設部	7	5	9	7	2	0
教育委員会	99	40	51	16	34	1
警察本部	58	23	31	16	15	0
その他	13	1	1	0	0	0
合計	371	141	193	89	99	5

2 指摘事項・指導事項の分野別件数と主な監査結果

(単位:件)

分野	指摘事項	指導事項	主な監査結果
予算関係	0	0	
収入関係	3	1	公金の収入事務を委託する際の手続が不適正なもの 収入手続(調定)が違っていたもの
支出関係	21	2	時間外勤務手当の支給事務に誤りがあったもの 納品検査が行われていなかったもの
契約関係	3	6	契約審査会に諮られていなかったもの 契約方法及び手続が不適正なもの
財産関係	12	63	ノート型パソコンを毀損したものの 財産の管理事務が不適正なもの
その他	49	10	職員が交通事故により、県に損害を与えたものの 道路等の管理根拠により、県に損害を与えたもの
公営企業	1	0	固定資産の一部について減価償却を誤っていたもの
その他	0	17	情報管理事務が不適正なもの 毒物及び劇物の管理事務が不適正なもの
合計	89	99	

(注) 監査結果が複数分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上

3 検討事項の内容と件数

検討事項の内容	件数
3.6 協定の遵守に向けた時間外勤務縮減の取組の加速を求めたもの	1
公募型プロポーザル方式による業務の委託について、毎年度、応募者が一者かつ同一の者である状況が続いているため、競争性を高める観点から契約方法の見直しを求めよう求めたもの	1
施設整備の補助金について、入所者数の把握を行うなどして事業効果の検証や事業の改善への活用を検討するよう求めたもの	1
水質事故対応マニュアルについて、現場の知見なども踏まえ、一層実践的なものとなるよう整備し、実務に活用されるよう検討を求めたもの	1
県立高等学校等の施設に係る建築基準法上の法定点検の委託について、安全性等の点検と判定が十分に行われるように、仕様書の工夫などを検討するよう求めたもの	1
合計	5

4

定期監査における意見  
監査対象機関に対し、質疑を行い、当局の見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べた。  
主な意見は、次のとおり。

(1) 県財政について

各部署が行った産業施策などが税収にどのような影響を与えているかを把握・分析する視点をもち、強化すべき点を県全体で取り組まれた。  
県庁舎の再整備、学校等の建物及び道路等のインフラ施設の老朽化対策など歳出の増量が予想される中、節度ある財政運営が努められた。

(2) 人事管理について

職員の働き方改革について、時間外勤務削減対策やメンタルヘルズ対策など、職員の健康維持のための取組を一層推進された。特に教員の長時間労働の是正を図られた。

組織マネジメント研修、ペーパー防止の研修を充実することで、管理職の労務管理に関するマネジメント意識を向上させるよう努められた。  
特に、3.6協定(労使協定)を守ることを徹底し、時間外勤務削減について意識改革に努められた。

女性の少ない職場においても、志をもった女性が活躍できるよう労働環境を整えられた。

(3) 債務に関する事務の執行について

未収金等の滞納整理について、回収の実績を高めるため、業務を外部委託する等、回収のあり方を検討された。

辞退等により忘れ一人となった人材が認められるため、その原因を調査する姿勢を持つべきである。公金意識を持ち、普段から競争性を高める対策を検討し、公正な自由競争によって契約相手が選定されるよう努められた。

遊休物品については、廃棄やリサイクルを視野に入れて対応を検討された。また、物品管理が適切に行われ、かつ、業務負担にならない方策を県全体で検討された。

物品の亡失が多件多額発生しており、中でも高額な物品や用途が特殊な物品を亡失しているため、財産管理の徹底に努められた。

(4) 事務事業について

進学や就職による県外への流出が人口減の一因となっている。その対策として働く場所の確保、県の魅力の掘り起しに取り組んでいるが、県人口が減少傾向にあることに鑑み、今後も県からの人口流出を防ぐ施策を一層講じられた。

児童虐待の一因である家庭の孤立化を防ぐため、家庭教育を支援する取組を一層推進された。

地場産業の育成について、施策を講じる際に産業別で数値目標を設定し、完了後にとどの程度の効果があったのか分析をされた。

県内の職業訓練施設と連携し、高い技能を持つ技術者の育成と技能の伝承を図り、求人への掘り起しや労働力不足の解消に努められた。

農業の担い手不足解消と農業のイメージ向上のため、儲かる農業のモデルを提示された。

家畜防疫体制について、担当部署が連携し、今後も専門性をもって県全体で対応されたい。

豪雨災害対策について、県と岐阜大学での豪雨災害時の避難情報と住民避難行動に関する実証研究の成果を活用し、実効性のある市町村の避難計画の策定を支援された。

外国人技能実習生を受け入れている事業所において、技能実習生の上で問題が生じていないか、今後も各市町村と連携して情報収集に努められた。

大府北部の地震により発生したプロック塀の倒壊事故を踏まえて、同種の被害防止対策を早急に取り組まれた。

いじめは生徒の死にもつながりかねない重大な人権問題である。最近はいじめの態様も複雑・巧妙化してきており、携帯、スマートフォン、パソコンなど外部からはすぐには認識しにくい形で行われることがあるため、早期発見、早期防止に努められた。

学校における自転車の安全運転指導において、生徒が加害者として高額の賠償命令の判決が出された事例を踏まえ、生徒に安全運転の重要性を自覚してもらうよう指導に留意された。

(5) 指摘事項等の多い事例について

①ノート型パソコンの毀損

ノート型パソコンの毀損事故が多件多額発生しているが、以前から指摘されているにもかかわらず減少していないため、財産管理の重要性や公金意識について一層の徹底を図られた。  
また、この状況に鑑み、実効性のある対策に取り組み毀損事故の減少に努められた。

<ノート型パソコンの毀損事故に係る平成30年度監査結果>  
修繕料として50件3,992,797円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を求めた。

○毀損事故の主な原因

- ・キーボード・飲料をこぼした
- ・液晶とキーボードの間に異物を挟んだ
- ・パソコンを落下させた

②公務中における職員の交通事故

職員に対する注意喚起や再発防止の徹底が行き届いていないと感じられるほど多くの交通事故が発生しているため、更なる注意喚起等を行い、より一層の事故防止対策を実施された。

公務中の公用車の交通事故により発生した損害賠償金、公用車修理費用は公金で賄われているという点を十分に認識し、慎重な運転に心がけられた。

<職員の交通事故に係る平成30年度監査結果>

県に損害を与えたもので示談が成立したものが47件(うち警察本部22件)が指摘・指導事項の対象となっており、このうち県の過失割合が50%を超えるものが41件で、うち100%のものが38件であった。

これらの事故において、損害賠償金7,079,463円※(うち警察本部1,587,862円)、修繕料4,247,628円※(うち警察本部2,349,518円)が支出されており、うち2件に関しては陸軍手続(罪前額及び修繕料相当額計1,049,895円)を伴っていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を求めた。

※損害賠償金は相手方損害金に県過失割合を乗じた額、修繕料は県が修繕に要した額から相手方負担分を除いた額を指す。

岐阜県監査委員会告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成三十一年一月に執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年三月五日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏  
 岐阜県監査委員 太 田 維 久  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 本 良 寛  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

第 1 監査実施団体数

区 分	監 査 実 施 団 体 数	団体監査結果件数			所管機関監査結果件数		
		指導 事項	検討 事項	検討 事項	指導 事項	検討 事項	検討 事項
出資・出捐団体	19	4	1	3	0	0	0
補助金等交付団体	14	0	0	0	0	0	0
指 定 管 理 者	7	3	1	2	0	2	1
合 計	40	7	2	5	0	2	1

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

第 2 監査結果

監査の結果、7団体において2件の指摘事項及び5件の指導事項並びに2所管機関において1件の指摘事項及び1件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (19 団体)

実施団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター	平成31年1月16日	公益財団法人岐阜県体育協会	平成31年1月15日
公益財団法人岐阜県教育文化財団	平成31年1月11日	公益財団法人岐阜県美術振興会	平成31年1月11日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	平成31年1月18日	地方独立行政法人岐阜県総合医療センター	平成31年1月15日
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	平成31年1月9日	公益財団法人岐阜県産業経済振興センター	平成31年1月8日
公益財団法人ソフトラビデンヤハン	平成31年1月16日	株式会社フイ・アール・テクノセンター	平成31年1月17日
公益財団法人セラミックグループ美濃	平成31年1月9日	公益財団法人岐阜県国際交流センター	平成31年1月11日
一般社団法人岐阜県農畜産公社	平成31年1月8日	一般社団法人岐阜県畜産協会	平成31年1月16日
公益社団法人岐阜県森林公社	平成31年1月18日	公益財団法人岐阜県建設研究センター	平成31年1月10日
岐阜県土地開発公社	平成31年1月10日	公益財団法人岐阜県浄水事業公社	平成31年1月17日
岐阜県住宅供給公社	平成31年1月10日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体	内 容
公益財団法人岐阜県体育協会	平成29年度の決算において、その他の固定資産のうち車両運搬具1件の帳簿価額に長期前払費用として区分すべき「リサイクル預託金」12,470円が計上されていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
株式会社ゾイ・アール・テック・グループ	月次決算において、決算諸表に係る決裁が行われておらず、代表取締役社長へ提出されていなかったため、今後は適正に処理されたい。
公益財団法人セラミックパーク美濃	平成29年度の決算において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 平成28年3月に取得した有形固定資産1件について、初年度の減価償却費を1か月分計上すべきところ、1年分計上していたため、減価償却額が82,170円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていた。 2 「財務諸表に対する注記」について、重要な会計方針として棚卸資産の評価基準及び評価方法を記載すべきところ、記載されていたなかった。 3 棚卸資産の管理事務において、「除付け体験用器類」の実地棚卸を行い、期末残高を確認しているが、期中管理がされておらず、仕入数量、使用数量が把握できないなど、管理体制が十分でなかった。
一般社団法人岐阜県農畜産公社	平成29年度の決算において、平成28年度に取得した車両2件に係る耐用年数を誤り、また、取得時点での最新の償却率を適用すべきところ従前の償却率を適用していたことにより、減価償却額が716,984円過大となっており、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていたので、速やかに措置するとともに、減価償却資産について、固定資産管理台帳を精査し、正確性を確保するなど、今後は適正に処理されたい。

2 補助金等交付団体 (14団体)

実施団体名	補助金等の名称	実施年月日
学校法人朝日大学	岐阜県私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金	平成31年1月28日
	岐阜県病院内保育所運営事業費補助金	
	岐阜県新入看護職員研修事業費補助金	
	岐阜県結核予防費補助金	
学校法人安達学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	平成31年1月28日
	岐阜県私立高等学校等授業料軽減補助金	
学校法人加藤学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	平成31年1月28日
	清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE	平成31年1月28日
	清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CUBE 実行委員会負担金	
医療法人忠知会	岐阜県医療施設等施設整備費補助金(有床診療所等スプリングラシー等施設整備費補助金)	平成31年1月28日

社会福祉法人さくらゆき	岐阜県短期入所利用促進体制整備事業費補助金	平成31年1月28日
社会福祉法人成光会	岐阜県障害者(児)福祉関係施設等整備費補助金	平成31年1月28日
	岐阜県老人福祉施設等整備費補助金	
	岐阜県地域密着型サービスマ等整備助成事業費等補助金	
社会福祉法人藤の会	岐阜県地域密着型サービスマ等整備助成事業費等補助金	平成31年1月28日
可児商工会議所	岐阜県水素供給設備整備事業費補助金	平成31年1月28日
株式会社トオヤマ株式会社清流パワージェン	岐阜県水素供給設備整備事業費補助金	平成31年1月28日
いびの川農業協同組合	岐阜県農業振興事業補助金(新規就農者研修施設整備事業費補助金)	平成31年1月28日
	岐阜県農業振興事業補助金(新規就農者研修施設整備事業費補助金)	
	岐阜県農業振興事業補助金(新規就農者研修施設整備事業費補助金)	
垂井町	岐阜県保健体育等振興補助金(全国・ゾロツク高等学校体育大会派遣事業)	平成31年1月28日
一般社団法人岐阜県森林施業協会	岐阜県森林・林業対策事業補助金(林業労働力対策費補助金:林業就業促進総合対策事業:きこり養成支援事業)	平成31年1月28日
岐阜県高等学校体育連盟	岐阜県保健体育等振興補助金(全国・ゾロツク高等学校体育大会派遣事業)	平成31年1月28日
	岐阜県保健体育等振興補助金(高等学校体育大会開催事業)	

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 指定管理者 (7団体)

実施団体名	施設名称	実施年月日
公益財団法人岐阜県体育協会	岐阜県スポーツ科学センター(御緑・御河高地下レーニンングセンターに関する業務に限る。)	平成31年1月15日
トータルメディア・中電興業ソリューションズ	岐阜県先端科学技術体験センター	平成31年1月9日
一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会	岐阜県聴覚障害者情報センター	平成31年1月8日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立サニーヘルズみずなみ	平成31年1月18日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立ひまわりの丘第二学園	平成31年1月18日
社会福祉法人岐阜県福祉事業団	岐阜県立白鳩学園	平成31年1月18日
公益財団法人セラミックパーク美濃	セラミックパークMINO	平成31年1月9日

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

ア 監査対象団体		機関名	区分	内容
実施団体名 (施設名称)	トータルメディア ア・中電興業サイ エンスワールド運 営グループ (岐阜県先端科学 技術体験センタ ー)	文化伝承課	指導事項	薬品の管理事務について、「岐阜県先端科学技術体験センターの管理に関する基本協定書」及び「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書」に基づき「薬品の保管管理規程」を定め管理を行っているが、次の不適正な事項が認められ、管理が十分に行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 一部の劇物について、施錠しないまま一般薬品と混在して保管されていた。 2 毒物及び劇物並びに一般薬品について、「薬品保管簿」に残量が適切に記入されておらず、また、在庫点検を年1回行っていたが、正確な点検となっていないものがあった。 3 薬品は薬品庫に保管することとなっているが、研究室に持ち出されたままの薬品が多数認められた。
一般社団法人岐阜 県聴覚障害者協会 (岐阜県聴覚障害 者情報センター)		障害福祉課	指導事項	岐阜県聴覚障害者情報センターの管理運営業務において、「岐阜県聴覚障害者情報センターの管理に関する基本協定書」に基づき、賠償保険及び傷害保険へ加入すべきところ、未加入の期間が認められたので、今後は適正に処理されたい。
社会福祉法人岐阜 県福祉事業団 (岐阜県立白鳩学 園)		子ども家庭 課	指導事項	岐阜県立白鳩学園の管理運営業務において、「岐阜県立白鳩学園の管理に関する基本協定書」に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関		機関名	実施団体名 (施設名称)	区分	内容
文化伝承課		トータルメディア ア・中電興業サイ エンスワールド運 営グループ (岐阜県先端科学 技術体験セン ター)		指導事項	指定管理施設の薬品の管理事務について、指定管理者は「岐阜県先端科学技術体験センターの管理に関する基本協定書」及び「岐阜県先端科学技術体験センター管理運営業務仕様書」に基づき「薬品の保管管理規程（以下「規程」という。）」を定め管理を行っているが、次の不適正な事項が認められ、管理が十分に行われていなかったため、規程を遵守させるとともに、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図られたい。

子ども家庭 課	社会福祉法人岐 阜県福祉事業団 (岐阜県立白鳩 学園)	指導事項	1 一部の劇物について、施錠しないまま一般薬品と混在して保管されていた。 2 毒物及び劇物並びに一般薬品について、「薬品保管簿」に残量が適切に記入されておらず、また、在庫点検を年1回行っていたが、正確な点検となっていないものがあった。 3 薬品は薬品庫に保管することとなっているが、研究室に持ち出されたままの薬品が多数認められた。
			岐阜県立白鳩学園の管理運営業務において、「岐阜県立白鳩学園の管理に関する基本協定書」に定められた管理物件と実際の管理物件とが異なっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

岐阜県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成三十年十一月から平成三十一年一月までに執行した財政的援助団体等監査の結果に関する報告（年間総括）を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成三十一年三月五日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏  
 岐阜県監査委員 太 田 維 久  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 本 良 寛  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

平成30年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告（年間総括）

第1 監査概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、①県が資本金を4分の1以上出資等している団体（出資・出捐団体）、②県が補助金を交付している団体（補助金等交付団体）、③公の施設の管理を行っている団体（指定管理者）について、計53団体に対し監査を実施した。  
 なお、監査に当たっては、以下の6項目を重点監査項目として設定し、監査を実施した。  
 【重点監査項目】

- 出資・出捐団体
  - ・決算事務における正確性の検証
  - ・内部けん制の実効性の検証
- 補助金等交付団体
  - ・適正な申請及び報告事務の検証
  - ・補助金で整備した施設、物品等の管理状況の検証
- 指定管理者
  - ・協定事項の遵守状況の検証
  - ・物品の管理状況の検証

- 1 監査期間  
平成30年11月から平成31年1月まで
- 2 監査実施団体数  
出資・出捐団体 24団体  
補助金等交付団体 20団体  
指定管理者 9団体  
計 53団体
- 3 監査実施団体名  
別紙のとおり
- 4 監査対象年度  
原則として、平成29年度を対象とした。

第2 監査結果

1 監査実施団体数及び監査結果件数  
 監査を実施した団体等のうち、12団体において5件の指摘事項及び10件の指導事項並びに4所管機関において3件の指摘事項及び2件の指導事項が認められたので、是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。  
 なお、監査結果の区分については、次のとおりである。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 所掌する事務の適正化のため検討を求める事項

(単位:団体、件)

	監査実施団体数		団体監査結果件数				所管機関監査結果件数				
	指摘事項等あり	指摘事項等なし	指摘事項	指導事項	検討事項	指摘事項	指導事項	検討事項	指摘事項	指導事項	検討事項
① 出資・出捐団体	24	7	9	2	7	0	0	0	0	0	0
② 補助金等交付団体	20	2	3	2	1	0	3	2	1	1	0
③ 指定管理者	9	3	3	1	2	0	2	1	1	1	0
合 計	53	12	15	5	10	0	5	3	2	2	0

2 団体を所管する部署別団体数(件数)

	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合計	
	指通りあり	指通りなし	指通りあり	指通りなし	指通りあり	指通りなし	指通りあり	指通りなし
知事事務直轄	0	0	0	0	0	0	0	0
総務	0	0	0	0	0	0	0	0
清流の国推進	0	2	0	0	0	0	0	2
危機管理	0	0	0	0	0	0	0	0
環境衛生	0	1	0	0	0	0	0	1
健康福祉	1	2	1	0	0	0	2	3
高工労働	0	2	0	0	0	0	0	2
農林	1	0	0	0	0	0	1	0
県土整備	0	0	0	0	0	0	0	0
都市建設	0	0	0	0	0	0	0	0
県事務	0	0	0	0	0	0	0	0
警察委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	7	2	0	0	0	4	10

(注) 1 (※) 団体の所管機関が複数となる場合は、団体数及び件数をそれぞれの部署で重複して計上。  
 2 括弧内の数字は監査結果件数を示す。  
 3 「-」は、監査を実施した団体がないもの。

3 監査結果の分野別件数

	出資・出捐団体		補助金等交付団体		指定管理者		合計	
	指通りあり	指通りなし	指通りあり	指通りなし	指通りあり	指通りなし	指通りあり	指通りなし
収入	0	0	0	0	0	0	0	0
支出	0	0	0	0	0	0	0	0
契約	0	1	0	0	0	0	0	1
財産	0	0	0	0	0	0	0	0
決算	2	5	0	0	0	0	2	5
その他	0	1	2	1	1	2	3	4
合計	2	7	2	1	1	2	5	10

(注) 監査結果が複数の分野に関係する場合は、主な内容が属する分野で計上。

4 主な監査結果

(1) 指通り事項	内容	内容
出資・出捐団体	前年度の監査で指導を受けたにもかかわらず、未収金の貸倒損失額の計上を誤っていた事例があった。	
出資・出捐団体	固定資産に係る耐用年数と償却率を誤っていたことにより、減価償却額が過大となり、固定資産の帳簿価額が過小に計上されていた事例があった。	
補助金等交付団体	要件を満たさない実施日数を含めて補助対象経費を算定していたことにより、補助金が過大受給となっていた事例があった。	
補助金等交付団体	実際とは異なる時間数をもって補助対象経費を算定していたことにより、補助金が過大受給となっていた事例があった。	
指定管理者	基本協定書等に基づき定めた規程を遵守せず、薬品を適正に管理していない事例があった。	
(2) 指導事項	内容	内容
団体		
出資・出捐団体	固定資産の計上を誤るなど、財務諸表を正確に作成していない事例があった。	
補助金等交付団体	補助対象経費を確認するための支出証拠書類が十分でない事例があった。	

5 財政的援助団体等監査における意見

監査実施団体等に対し、質疑を行い見解を求めるとともに、必要に応じて意見を述べた。主な意見は、次のとおり(団体名の表示がない意見は、複数団体に対するもの)。

(1) 出資・出捐団体

(社福) 岐阜県福祉事業団においては、本団と事業所との間に情報や意識の格差が生じることがないよう、引き続き、職員の声が反映された事業運営に努められたい。

(地健) 岐阜県立下呂温泉病院においては、働き方を工夫することで医師をはじめ医療関係者の健康にも配慮しながら、引き続き、地域住民に良質な医療を提供されたい。

(公財) 岐阜県産業経済振興センターにおいては、県内産業の活性化に向けて、常設窓口を増やすなどして中小企業者の相談支援体制を更に充実されたい。

(一社) 岐阜県農畜産物公社においては、障がい者の就労機会の拡大と農業の人手不足解消を図る上で効果のある「障がい者福祉と農業の連携」について、一層の推進を図られたい。

(公社) 岐阜県森林公社においては、公益性と採算性を両立した事業が長期にわたって実施できるよう、他県の状況等も注視しながら、事業内容を常に検証されたい。

岐阜県土地開発公社においては、資産計上している先行取得した長期保有地の解消に向けて努力されたい。

国の基準等に対し不適合な免震・制震オイルダンパーが建物に使用されている団体においては、引き続き、製造業者と折衝するなどし、利用者の不安を払しょくするよう努められたい。

(2) 補助金等交付団体

(学) 加藤学園においては、補助効果を高めるためにも、引き続き、地域の保育ニーズに対応する運営に取り組まれたい。

下呂市鳥獣害防止総合対策協議会においては、防護柵設置等による被害軽減効果がみられることから、補助対象施設の日常の管理を適切に行われたい。

いび川農業協同組合においては、補助事業の効果を更に高めるため、情報発信や産地PRなどをSNS等をはじめ様々な広報媒体により実施されたい。

濃飛乗合自動車(株)においては、人口減少を背景とした厳しい経営環境にあるが、引き続き、中高生や高齢者をはじめとした地域住民の貴重な交通手段の維持に貢献されたい。

(3) 指定管理者

(公財) セラミックパーク美濃(セラミックパークMINO)においては、周囲の良好な自然環境を活用し、集客につなげるような取組を検討されたい。

海津市(岐阜県さばろ遊学館)においては、土砂災害に関する知識や適切な避難の方法を学ぶことのできる施設であることを積極的に情報発信されたい。

別紙「監査実施団体」

出資・出捐団体 (24団体)

実施団体名	
(一財) 岐阜県山田町行政情報センター	
(一財) 世界遺産白川郷合衆遊り保存財団	
(公財) 岐阜県体育協会	
(公財) 岐阜県教育文化財団	
(公財) 岐阜県新聞協会	
(社協) 岐阜県福祉事業団	
(地協) 岐阜県総合医療センター	
(地協) 岐阜県立多治見病院	
(地協) 岐阜県立下田病院	
(公企) 岐阜県立看護大学	
(公財) 岐阜県産業総合振興センター	
(公財) 岐阜県研究開発財団	
(公財) ソフトビジュアルバンク	
(株) ティ・アール・テクノセンター	
(公財) セラミックス・セラミック	
(公財) 岐阜県国際交流センター	
(一社) 岐阜県新聞協会	
(一社) 岐阜県商協会	
(公財) 岐阜県建設センター	
(公財) 岐阜県建設センター	
(公財) 岐阜県水事業公社	
(公財) 岐阜県住宅供給公社	
(公財) 岐阜県電力建設センター	

補助金等交付団体 (20団体)

実施団体名	
日本エコマテマ	
(学) 朝日大学	
(学) 安達学園	
(学) 加藤学園	
ぎふ親子のほのぼの推進ネットワーク	
清流の国ぎふ芸術祭 Art Award IN THE CIRE 実行委員会	
(財) 豊知会	
(財) 香徳会	
(社協) 成光会	
(社協) 藤の会	
(社協) さくらめき	
可児商工会議所	
(株) トヨタ・(株) 清成パワーエナジー	
いびり農業協同組合	
下呂市鳥獣害防止総合対策協議会	
鹿野町	
富加町	
(一社) 岐阜県森林緑地協会	
遊飛乗合自動車 (株)	
岐阜県高等学校体育連盟	

指定管理者 (9団体)

実施団体名	施設名称
(公財) 岐阜県体育協会	岐阜県立総合科学センター (岐阜県高田トリーニングセンターに隣接する施設に指定)
飛騨エッセンス	飛騨・世界生活文化センター
トータルケア・トータルケア・中電業サイエンスワールド運営グループ	岐阜県立総合科学技術振興センター
(一社) 岐阜県観光協会	岐阜県観光協会前橋センター
(社協) 岐阜県福祉事業団	岐阜県立サニーセルズみなみ
(社協) 岐阜県福祉事業団	岐阜県立のまわりの丘第二学館
(社協) 岐阜県福祉事業団	岐阜県立白崎学園
(公財) セラミックス・セラミック	セラミックス・セラミック MINO
湯津市	岐阜県さほろ遊学館

岐阜県監査委員会告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年三月五日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏  
 岐阜県監査委員 太 田 久  
 岐阜県監査委員 山 本 維 泉  
 岐阜県監査委員 藤 本 良 泉  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

Ⅰ 平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
A		B	C	A-B-C
指摘事項	89	46	18	25
指導事項	99	56	21	22
検討事項	5	2	1	2
計	193	104	40	49

※ 「今回措置を講じたもの」については、平成31年1月30日及び同月31日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

Ⅱ 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成30年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
自動車税事務所	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料30,078円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	事故直後に所長及び安全運転管理官から当該職員に対し厳重注意を行い、より慎重な運転を心掛けるよう指導した。 また、事故当日に全職員に対して、本件の事故概要を周知するとともに、交通安全及び交通事故防止の徹底を図った。 その後も所内研修や会議の際に注意喚起を行っており、今後も継続して実施し、職員の交通事故防止を徹底する。
観光生活部		講じた措置
機関名	監査結果	講じた措置
美術館	「日本画の逆襲」展作品搬送業務の委託において、再度入札に付し落札者がなかった際に、契約審査会の審査を受けることなく仕様書、予定価格及び契約方法を変更し随意契約を行っていたため、今後は適	契約事務手続について、会計職員への周知徹底を図った。今後は、岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第19号)等を遵守するとともに、疑義が生じた場合は出納管理課へ確認を行い、適正な会計事務処理に努

正に処理されたい。

める。

機関名	監査結果	講じた措置
美濃土木事務所	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として24,840円の費用負担が発生し、また、修繕料49,919円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	事故発生直後に、所属長及び安全運転管理官から当該職員に対し交通安全及び不注意運転について口頭注意を行うとともに、所属職員に対し事故発生時の周知と交通安全についての注意喚起を行った。 平成29年7月の職場研修において交通事故防止について周知徹底を行ったほか、全ての公用車に「事故を防止するために！交通安全スローガン」を掲示し、注意喚起を行った。 また、毎週実施する課長会議や月初めの課長係長会議など、機会あるごとに交通事故防止について注意喚起を行い、より一層の交通事故防止に努める。

県事務所

機関名	監査結果	講じた措置
西濃県事務所	不用物品の売却に係る収入事務において、調定(1件9,440円)が1か月以上遅延していたため、今後は適正に処理された。	不用物品の売却に係る収入事務について、収入の原因となる契約成立日をもって調定決議及び納入通知を行うよう職員に周知徹底した。 また、事務処理のフロー図を作成し、係内や事務担当者間で情報共有を行うよう体制の見直しを図り、今後、不適正な事態が生じないよう慎重な事務の執行に努める。
中濃県事務所	公務中の1件の交通事故について、修繕料210,616円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。	当該職員に対して、公用車の運転に際して細心の注意を払い運転するよう指導するとともに、所属職員に対しても、事故防止及び安全運転について周知徹底を図った。今後も、所内会議等機会あるごとに継続して注意喚起し、交通事故防止に努める。
来庁者駐車場の管理上の1件の事故について、損害賠償金として233,040円の費用負担が発生していたため、駐車場の管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。	事故現場については、側溝の損傷が著しいため、改修工事を行った。 また、事故現場以外の庁舎敷地内全ての駐車場において、危険箇所がないか点検し、ぐらつきのあるグラブチェーンについて、降り合うグラブチェーン同士を金具で固定し、跳ね上がることをないよう急措置	

	<p>行なった。 今後、定期的な点検等により事故の未然防止に努める。</p>
<p>東濃県事務所</p> <p>公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として19,872円の費用負担が発生し、また、修繕料85,514円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>今回の事故原因がタイヤ交換の不備によるものであったため、公用車のタイヤ交換作業については、完了確認及び点検する責任者を定め、作業が適切に完了したことを安全運転管理者へ報告することとし、事故の再発防止に努めた。また、平成30年度からは、タイヤ交換作業をより適切に行うため、業者に依頼することとした。 このほか、全職員に対し、職場研修や定期の所内課長会議等を通じて交通事故に係る注意喚起を行うなど、交通事故防止の徹底を図った。</p>
<p>恵那県事務所</p> <p>公務中の1件の交通事故について、修繕料33,481円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>所内会議で安全運転の周知徹底を図るとともに、職場研修でも再度、交通事故防止の注意喚起を行った。 今後、継続的に注意喚起を行い、職員の交通事故防止の徹底に努める。</p>
<p>飛騨県事務所</p> <p>時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,254円が過払となっていた。</p> <p>2 1週間の所定労働時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件1,187円が過払となっていた。</p> <p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として538,936円の費用負担が発生し、また、修繕料27,000円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>過払となっていた時間外勤務手当の2件について、該当する職員に納入通知書を交付し、平成30年11月29日までに納入されたことを確認した。 今後は、時間外勤務手当等計算支援ツールを活用し、複数の職員により、時間外勤務命令簿、出勤簿等の徹底なチェックを実施し再発防止に努める。</p> <p>交通事故を起こした職員に対し、所属長から徹底注意を行った。 また、飛騨県事務所が主催で、飛騨地域に勤務する職員を対象とした交通安全講習会を飛騨及び下呂総合庁舎にて開催した。</p>

  

<p>教育委員会</p>	<p>今後、所内課長・保長会議等、各種機会をとらえて交通事故防止に注意喚起する。</p>
<p>機関名 郡上高等学校</p> <p>監査結果 物品の管理事務において、卓上コピー機など20件（取得価格計3,706,532円）を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。</p>	<p>職員会議において、物品の亡失事例が発生したことを説明し、職員全員に物品管理の重要性を周知するとともに、物品供用主任者に写真付きの物品台帳を改めて配布し、物品一覧表と現物の不整合が発生しないように管理の徹底を図った。 今後、定期的に物品の適切な使用及び管理について注意喚起し、再発防止に努める。</p>
<p>中津高等学校</p> <p>物品の管理事務において、掃除機など17件（取得価格計2,064,445円）を亡失していたため、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。</p>	<p>再発防止のため、「県立学校における物品管理のてびき」に基づき写真付き台帳を現状に即して再整理するとともに、供用主任者ごとに物品の所在図を整備し、職員会議等において日頃からの物品の適正管理等について繰り返し周知徹底を図った。 今後は、物品一覧表と現物との不整合が生じないよう現物実査時に所在把握を徹底するとともに、物品管理の負担軽減を図るため、不用物品の計画的な処分を実施する。</p>

  

<p>警察本部</p> <p>機関名 岐阜北警察署</p> <p>監査結果 公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として103,604円の費用負担が発生し、修繕料84,564円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>	<p>事故当事者の運転者及び同乗者全員から交通事故の発生状況及び原因を聴取し、交通事故防止に関する指導を実施した。また、事故発生場所の現場点検を行い、環境面での再発防止策として、原因となった低障害物に目印を設置した。 全職員に対しては、幹部が交通事故の発生状況を説明した上で、同乗者とともに乗車時及び発進時における車両周辺の安全確認の徹底等を指示するとともに、朝礼終了後に継続実施している実車を使用した教路通行訓練に加え、内輪差巴扇訓練を実施した。 さらに、安全運転意識醸成を図るため、</p>
---	---

<p>揖斐警察署</p>	<p>公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 240,266 円の費用負担が発生し、また、修繕料 4,609 円が支払われているので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>交通安全防止守則遵守の宣言書を全員に提出させ、理解度調査を不定期に実施している。 今後も朝礼時の交通安全防止に関する指示手配及び実車を使用した技能訓練を継続するとともに、運転技術が未熟な職員に対する幹部同乗による運転技能指導、教養資料の発行等により、安全運転意識の更なる醸成に努める。 事故翌日の朝会終了後、全署員で事故発生時の検証を実施し、要因となった駐車方法、乗車時の周囲の確認及び後退時における基本事項について確認し、乗車訓練を行った。 また、危機意識を風化させないため、毎朝実施する朝会において署員全員で 100 セロ事故防止のスローガンを五七五にまとめたものを唱和し、事故防止の認識を徹底するほか、今後も引き続き事故防止教養及び実技訓練を行い、再発防止に努めていく。</p>
<p>北七警察署</p>	<p>公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 142,992 円の費用負担が発生し、また、修繕料 558,014 円が支払われているので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>当該職員に対しては、特命指導官及び直属の課長が、事故の状況や原因を詳細に聴取し、その結果に基づき具体的な事故防止策を個別に指導した。 また、朝会時に副署長、特命指導官及び警務課長から、事故事例を具体的に挙げて問題意識のうえ注意喚起するとともに、安全運転・緊急走行守則を出席者全員で復唱し、幹部が同乗して車両走行指導するなど、全職員の交通安全防止の意識高揚を図った。 今後も、引き続き全職員に対し交通安全防止の徹底を指導する。</p>
<p>可児警察署</p>	<p>公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 178,953 円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>当該職員に対しては、直属の課長が交通事故の状況を確認し、事故原因の分析を行い、個別に指導を行ったほか、全職員に対しては、朝会時に具体的な事故事例を示しながら、二輪車の安全な取扱い及び公用車事故の再発防止の徹底を指示した。 さらに、「交通事故防止等対策検討幹事</p>
<p>多治見警察署</p>	<p>公務中の 4 件の交通事故について、損害賠償金として 183,266 円の費用負担が発生し、また、修繕料 1,061,509 円が支払われているので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>当該職員に対しては、公用車事故の重大性と、県民生活及び業務に与える影響の大きさを再認識させるとともに、交通事故発生の原因等の検証に基づき個別指導を実施した。 全職員に対しては、例会及び朝会時に署長をはじめとする幹部から、交通事故事例を挙げて、公用車事故防止に係る注意喚起を図るとともに、安全呼吸の励行、運転者と側乗者の連携、車両後退時の運転方法などの交通安全防止に関する「基本ルール」の遵守を指示した。 また、全職員を対象とした個別事故防止検討会の開催や朝会時における交通安全防止についての体験談等の発表に併せ、出席者全員による「基本ルール」の唱和を継続実施し、安全運転意識の高揚を図るとともに、運転訓練、後方導向訓練及び高低障害物に対する車両感覚訓練を実施し、運転技術の向上を図った。 今後も、副署長及び警務課長による、交通安全防止に関する「基本ルール」の指導を継続して実施し、交通安全防止の徹底を図る。</p>
<p>恵那警察署</p>	<p>所持品検査の際に、当該所持品を損傷させた 1 件の毀損事故について、損害賠償金として 16,200 円の費用負担が発生していたので、職員の事故防止について一層の徹底を図らねたい。</p>	<p>当該毀損事故を実際に再現して、事故状況を全職員に説明するとともに、深夜に発生した事故であることから、夜間時の所持品検査は、相助者との連携を密にし、照明器具を活用して取り扱うことを周知徹底した。 今後は、警ら中の所持品検査を行う際は、最大限の慎重さ及び丁寧さを持って取</p>

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

環境生活部

り扱うこととし、職員の事故防止に一層の徹底を図ることとする。

機関名	監査結果	講じた措置
文化財保護センター	貸付物品に係る物品管理事務において、貸付先から保管証明を徴収していなかったため、今後は適正に処理されたい。	貸付物品の保管状況を確認するため、貸付先5機関に対して貸付物品一覧表の写しを送付し、余白に確認年月日の記入と貸付先の記名押印をして返送してもらうこととした。その結果、平成30年10月31日までに合計369件全ての保管証明の徴収を終えた。 また、今後も同様に保管証明の徴収を失念することがないよう、物品管理事務担当者だけでなく総務課を職員に物品会計に関する研修を行い、物品管理の重要性と適切な事務処理についての認識の徹底を図った。 職員会議において、所属全職員に対し「外部記録媒体の管理及び利用に関する要領」に基づくSDカードの適正な利用について注意喚起を図った。 今後は、情報セキュリティ取扱管理者が中心となって、更に要領遵守の徹底を努める。

商工労働部

機関名	監査結果	講じた措置
計量検定所	財産の記録管理事務において、質量比較器を購入した際に、「喚び及び測定器」で登録すべきところ、「電気機械」で登録していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	当該物品の登録取りは、平成30年10月12日に修正登録を行った。 今般、重要物品一覧表が採納してある共有フォルダを全職員に周知し、会計職員のみならず、物品の供用者にも物品の登録区分について注意喚起した。 重要物品更新時には検査職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。 当該毀損事故は、平成29年12月8日、公用車運送中に、はかりの検査に用いる分銅運搬用台車の固定が外れて、後部窓ガラスを破損したものである。

平成29年12月11日に所内会議を開催し、機材の固定の確認を徹底するよう全職員に指導するとともに、積載方法の全点検を実施した。  
新たに積載物固定ベルトを設置、また、積載チェックリストを作成し、出発時に積載確認を実施することにより再発防止に努めた。

機関名	監査結果	講じた措置
中濃県事務所	物品の管理事務において、シュレッダー1件(取得価格77,250円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	今回の事案を受け次の対策を行い、再発防止に努めた。 ・不用物品及び遊材物品となっている物品の不用決定処理を実施し、台帳から削除 ・物品の供用主任者を「所属長」から「各係の係長」に変更し、所管する各係が責任をもって現物実査を行う体制を構築 職員に対して、物品は県民からの貴重な税金で購入した財産であることを再認識させ、物品管理に当たっては岐阜県会計規則を遵守し適正に管理するよう徹底した。
飛騨県事務所	物品の管理事務において、ノートなど3件(取得価格計217,850円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	職員に対して、物品は県民からの貴重な税金で購入した財産であることを再認識させ、物品管理に当たっては岐阜県会計規則を遵守し適正に管理するよう徹底した。

教育委員会

機関名	監査結果	講じた措置
長良高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料164,439円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	事故後速やかに全職員に対し、備品(パソコン)の取扱いについて注意を払うよう周知を行った。また、校内職員研修において、教頭から再度徹底を図った。 平成30年度においても、職員会議にて、物品の適正な管理について事務部長から注意喚起を行っており、今後も継続して周知を行い、毀損事故の再発防止に努める。
岐阜高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料86,724円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	所属長から当該職員に対し、パソコンの取扱いについて、一層の注意を払うよう指導した。 また、校内の職員会議等を通じて、全教職員に対してパソコンを含めた備品の慎重な取扱いについて周知徹底を図った。 今後も継続して注意喚起を行い、毀損事故の再発防止に努める。
各務原高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた	職員会議において、今回の毀損事故の状

<p>1件の毀損事故について、修繕料57,672円が支払われていたので、職員の見損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>況を説明し、パソコン等備品の適正な使用及び管理について周知徹底した。また、今後も職員会議等において備品の管理について注意喚起を行い、事故の再発防止に努める。</p>	<p>不滅高等学校 毒物及び劇物の管理事務において、「学校における毒薬及び劇薬並びに危険物管理規程」に基づき保管管理を行うこととなっているが、管理簿が適正に記載されておらず、また、保存数量及び残量と管理簿との照合など保管状況の定期的な検査も行われていなかったため、速やかに措置することと、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>また、定期的が開催する職員会議で改めて注意喚起を行い、再発防止に努める。監査後、「学校における毒薬及び劇薬並びに危険物管理規程」に基づく管理簿の記載項目を見直すとともに、所有する薬品の管理状況の確認及び現在の計量を行い、管理簿への記載を行った。また、薬品の保存数量及び残量と管理簿の照合を行った結果を記録する管理台帳を作成した。</p>
<p>岐阜農林高等学校 物品の管理事務において、平成29年度の現物実査で現物と物品一覧表との差合ができない物品が13件（取得価格計15,328,692円）あり、調査を継続しているものの、なお差合できない物品が7件（取得価格計857,675円）あったので、原因を究明し速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>突合できていなかった物品7件のうち、6件はその後の調査で確認ができたが、残り1件（取得価格97,650円）については物品発見に至らなかったため、亡失として処理し、平成31年1月23日付け副教育長及び会計管理者に対して岐阜県会計規則第203条に基づく事故報告を行った。今後は、事務の物品管理担当者に事前連絡の上、物品の処分手続を行うこと及び汚損がある備品整理票は速やかに再作成し、常に判読可能な備品整理票を貼付することを職員会議等で全職員に周知徹底し、再発防止に努める。</p>	<p>郡上高等学校 高等学校授業料の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 授業料未納者に対して、督促状の発行をしていたものがあった。 2 授業料等徴収事務等の取扱要綱に基づき、授業料等未納対策検討委員会を設置して、授業料未納者への対応について必要な検討が行われていなかった。</p>	<p>督促状の未発行が判明した時点で未納となっていた授業料生徒1名分（49,500円）については、速やかに督促状を発行し、平成30年9月26日までに全額納付を確認した。今後は、毎月督促状発行予定日に、複数職員で口座振替不能者の有無及び督促状発行の要否について確認し、再発防止を徹底する。授業料等未納対策検討委員会においてはその設置が必要な場合について、校内で十分徹底されていたことから、今後は毎月授業料納期限日に授業料口座振替不能者一覧及び授業料等滞納者記録簿を関係職員に回覧し、情報共有を図るとともに、検討委員会の必要要件への該当の有無等をその都度確認することにより、適正な事務執行に努める。</p>
<p>羽島高等学校 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたため、職員の見損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>職員会議で、パソコン取扱上の注意事項（キーボードには何も置かない、画面を閉じるときは十分に確認するなど）につき、周知徹底を図った。今後も職員会議において、県有物品の適正な使用及び管理について定期的に注意喚起を行い、見損事故の再発防止に努める。</p>	<p>可児工業高等学校 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料116,964円が支払われていたため、職員の見損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生後速やかに、朝会において全職員に対し、県有備品の管理責任について周知徹底を行った。あわせて、当該見損事故の発生状況を周知するとともに、職員机の上及び机周辺の整理整頓を徹底するよう注意喚起し、事故</p>
<p>岐阜工業高等学校 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料97,200円が支払われていたため、職員の見損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>事故発生後速やかに、職員朝会及び職員会議において、全職員に対して、今回事故を取り上げ、ノート型パソコンをはじめとした電子機器等の取扱いを慎重に行うよう周知した。今後は、職員会議や職員朝会などの機会に、パソコンなど県有備品を慎重に使用し、及び管理するよう、定期的に注意喚起し、見損事故の再発防止に取り組み、</p>	<p>当該職員に対し、ノート型パソコンの適切な使用及び管理について指導を行った。あわせて、事故直後の職員会議において、全教職員に対し、ノート型パソコンをはじめ県有物品の取扱いに細心の注意を払うよう周知徹底を図った。</p>	<p></p>

可及特別支援学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料15,286円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。	の再発防止に努める。 職員会議で全職員に対し、事故防止対策の徹底とパソコンの適切な使用及び管理について注意喚起を行った。 今後も職員会議において、パソコンをはじめ物品の適切な使用及び管理について定期的に周知徹底を図り、毀損事故の再発防止に努める。
----------	---	---

警察本部		監査結果	講じた措置
機関名	養老警察署	物品の管理事務において、防弾衣1件(取得価格75,808円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。	亡失物品の使用主任者及び関係者に対し、聞き取りを行い、今後の物品の適正管理のため、亡失に至る経緯を明らかにし、物品管理の重要性を認識させた。 全署員に対しては、会計課長から朝会にて物品の亡失事例の概要を説明し、物品も県の財産であることを再認識させ、適正な管理をするよう指示した。 また、例年6月に実施している物品の現物実査以外に、国有物品の四半期点検に合わせて県有物品も同時に現物確認を行うこととし、常に物品の保管場所や使用状況を把握して物品の適正管理に努めている。
機関名	揖斐警察署	公務中に道路標識簡易補修器を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料66,960円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。	毀損事故後の例会において、全署員に対し県有物品について慎重な取扱いをするよう指導した。 あわせて、道路標識簡易補修器の使用方法について、DVDを用いて担当職員に確認させ適正使用の徹底を図った。 今後も引き続き物品の適正使用について指導し、十分な活用と再発防止に努める。
機関名	可及警察署	物品の管理事務において、防弾衣2件(取得価格計200,850円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められた。	朝会時に全署員に対し、物品の亡失について周知するとともに、職員が賠償責任について説明し、公定で整備されている物品の適正管理と再発防止の徹底を指示した。 また総点検後、使用主任者、所在場所等を正しく登録変更した物品一覧表による再点検を平成30年11月に実施した。 今後も、物品の適正管理と意識付けのため、四半期ごとに使用主任者による県有備

品	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料59,400円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対しては、警務課長及び直属の課長が、パソコン毀損事故の原因及び状況を聴取し、公用パソコンの適正使用について個別に指導を行った。 全職員に対しては、朝会時に具体的な破壊事例を示しながら、公用パソコンの適切な取扱い、毀損事故発生時の措置及び公金により整備された備品であることを再認識させ、再発防止に万全を期すよう指示した。
---	---	---

(3) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

環境生活部	機関名	監査結果	講じた措置
	県民生活課	ぎふNPO・生涯学習プログラム管理運営業務の委託契約について、毎年度、公営型プロポーザル方式により業務実施の企画案を公募し、外部有識者で構成する評価会議で評価のうえ、契約の相手方を選定して随意契約を締結しているが、応募者が一者かつ同一の者(前年度の契約相手方)である状況が続いているため、契約における競争性を高める観点から、次のI又はIIによる契約方法の見直しについて検討された。 1 委託する業務の性質に鑑み企画提案を受けなければならない、仕様の緩和や指名型プロポーザル方式の導入などの工夫により複数の応募者の確保に努める。 2 これまでに蓄積した経験を活用して果が仕様を明示できるならば、企画提案に頼ることなく、競争入札(一般、指名又は総合評価)に移行する。	本委託契約については、プロポーザル募集において参加者要件を適宜見直すなど、応募者の拡大に努めてきたところであるが、検討事項IIにあるように、蓄積した経験に基づき県において仕様を明示することが可能であることから、次年度の契約から契約方法を競争入札とすることとした。

岐阜県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十一年三月五日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏  
 岐阜県監査委員 太 田 維 久  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 本 良 寛  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成29年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

地域防災計画等において果が備蓄・整備することとしている物資及び資材について	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの※	未措置
チーグ名	A	B	C	A-B-C
	19	6	1	12

※「今回措置を講じたもの」については、平成31年1月30日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
恵那県事務所	倉庫内には、日本赤十字社の管理する備蓄物資も設置されているため、巡回したり誤って取り扱わないよう、物資一覧表（リスト）や配置図面等を入口付近に掲示するなど、保管方法のさらなる工夫に努められた。	日本赤十字社の管理する備蓄物資と果が管理する備蓄物資を誤って取り扱わないよう、物資一覧表及び配置図面を入口付近に掲示した。

## 公 示

## 落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調製手続の特例を定める規程（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年三月五日

岐阜県庁 中 田 謙

- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜メモリアルセンター及び長良川球技場の駐車場課  
金機装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課施設管理係
  - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成31年1月25日
- 4 落札者の住所及び氏名 東京都港区西新橋一丁目3番1号  
日立キャピタル株式会社  
執行役 安栄 香純
- 5 落札金額 134,174,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日 平成30年12月14日

平成三十一年三月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社